

法と情報雑誌第3巻の正誤

以下のとおり誤りがありました、お詫びして訂正します。

3巻1号表紙の目次

正 「EPPO 理事会規則 (EU) 2017/1939[参考訳]」

誤 「EPPO 規則 (EU) 2017/1939[参考訳]」

3巻1号2頁16行目

正 「関連するものであること(刑法第54条第1項参照)を理解すべきである。」

誤 「関連するものである(刑法第54条第1項参照)。」

3巻1号14頁 前文(8)

正 「フィンランド、フランス、ドイツ」

誤 「ドイツ、フィンランド、フランス、」

3巻1号15頁 前文(9)

正 「TFEU 第331条第1項の第2副項または第3副項」

誤 「TFEU 第331条第1項の第2副項及び第3副項」

3巻1号15頁 前文(12)

正 「かつ、構成国の法秩序及び組織構造への影響が可能な限り最も少なく侵害的であることを確保する。」

誤 「かつ、構成国の組織構造への介入が可能な限り最も少ないことを確保する。」

3巻1号15頁 前文(17)

正 「指示を求めることもそれに従うこともない」

誤 「支持を求めることもそれに従うこともない」

3巻1号16頁 前文(23)

正 「重要性をもつ問題に対してのみ指示が」

誤 「重要性をもつ問題に対してのみ指揮が」

3巻1号17頁 前文(30)

正 「欧州代理検事」

誤 「欧州委任警察官」

3巻1号18頁 前文(40)

正 「任命手続に関与する」

誤 「任命手続に含まれる」

3巻1号18頁 前文(41)

正 「欧州委員会からの提案に基づき、理事会に」

誤 「欧州委員会からの提案に基づき、委員会に」

3 卷 1 号 19 頁 前文(43)冒頭
正 「欧州代理検事の任命手続は」
誤 「欧州検事の任命手続は」

3 卷 1 号 19 頁 前文(45)
正 「欧州検事総長の承認」
誤 「検事総長の承認」

3 卷 1 号 20 頁 前文(47)
正 「監視及び指揮並びに監督の職務」
誤 「監視及び指揮並びに監視の職務」

3 卷 1 号 42 頁 第 16 条第 3 項冒頭
正 「理事会」
誤 「委員会」

3 卷 1 号 92 頁 標題
正 「指令 (EU) 2017/1939」
誤 「指令 (EU) 2017/1371」

3 卷 3 号 4 頁 19 行目
正 「税務当局の厳しい監視の下に置かれてき。」
誤 「税務当局の厳しい監視の下に置かれてきた。」

3 卷 3 号 35 頁前文(20)内の「指令 2013/36/EU」の右肩に脚注番号「¹」を付し、同頁の下部に以下の脚注を加える。

「¹ 与信機関の活動へのアクセス並びに与信機関及び投資企業の健全性監督に関する、並びに、指令 2002/87/EC を改正し、指令 2006/48/EC 及び指令 2006/49/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2013 年 6 月 26 日の指令 2013/36/EU (OJ L 176, 27.6.2013, p.338)」

3 卷 3 号 40 頁前文(49)内の「指令 2013/36/EU」の右肩にある脚注番号「⁴」を削除し、同前文何にある「指令 2002/92/EC」に右肩に脚注番号「⁴」を付す。

3 卷 3 号 55 頁 前文(118)
正 非株式金融商品
誤 非資本性金融商品
正 株式である金融商品
誤 資本性金融商品

3 卷 3 号 55 頁 前文(119)
正 非株式金融商品
誤 非資本性金融商品

3 卷 3 号 75 頁 第 4 条第 1 項(59)内の「規則(EU) No 1308/2013」の右肩に脚注番号「¹」を付し、同頁の下部に以下の脚注を加える。

「¹ 農業製品市場の共通の組織を構築し、理事会規則(EEC) No 922/72、理事会規則(EEC) No 234/79、理事会規則(EEC) No 1307/2001 及び理事会規則(EEC) No 1234/2007 を廃止する欧州議会及び理事会の 2013 年 12 月 17 日の規則(EU) No 1308/2013 (OJL 347, 20.12.2013, p.671)」

3 卷 3 号 177 頁 標題

正 金融商品

誤 金融手段

3 卷 3 号 182 頁 標題

正 金融商品

誤 金融手段

3 卷 3 号第 57 条第 3 項、同条第 8 項、同条第 10 項、第 58 条第 3 項、同条第 4 項、第 59 条第 2 項

正 投資企業または取引場所を運営する市場運営者

誤 取引場所を運営する投資企業または市場運営者

3 卷 5 号 54 頁脚注

正 技術標準及び情報社会サービスに関する法令の分野における情報提供の手続を定める欧州議会及び理事会の 2015 年 9 月 9 日の指令(EU) 2015/1535

誤 技術標準の分野における情報の提供のための手続及び情報社会サービスに関する規則を定める欧州議会及び理事会の 2015 年 9 月 9 日の指令(EU) 2015/1535

3 卷 7 号 99 頁 第 13 条第 1 項第 2 副項

正 関連する活動の年総売上が

誤 関連する年総売上が

3 卷 7 号 100 頁 第 14 条第 2 項

正 支配と均等な地位

誤 支配と平等な地位

3 卷 7 号 100 頁 第 16 条第 2 項

正 取消すかどうかを決定することを要する場合

誤 取消すかどうかを決定する場合

3 卷 7 号 156 頁 第 2 条第 1 項(g)

正 「ユニバーサルサービス」とは、利用者の地理的な所在地とは無関係に、個別の国内条件に照らして適正な料金価格で、全ての利用者にとって利用可能な

指定された品質をもつ、定められたミニマムのセットのサービスのことを意味する。

誤 「ユニバーサルサービス」とは、利用者の地理的な所在地とは無関係に、特定の国内条件に照らして適切な価格で、全ての利用者にとって利用可能な特定の品質をもつ、定められたミニマムのセットのサービスのことを意味する。

3 卷 8 号 第 2 分冊表紙目次

正 (第 5 次資金洗浄禁止指令)

誤 (第 4 次資金洗浄禁止指令)

3 卷 8 号 276 頁 標題

正 (第 5 次資金洗浄禁止指令)

誤 (第 4 次資金洗浄禁止指令)

3 卷 8 号 276 頁 下から 4 行目

正 指令(EU) 2018/843 による改正前の指令(EU) 2015/849 は

誤 指令(EU) 2018/843 による指令(EU) 2015/849 は

3 卷 8 号 303 頁の(6)

正 サイバーセキュリティデジタルサービスインフラ (DSI) によって提供される機会

誤 サーバーセキュリティデジタルサービスインフラ (DSI) によって提供される機関

3 卷 9 号 6 頁 第 7 条全部を以下のとおり修正する。

「第 7 条 [削除]」

3 卷 9 号 6 頁 第 8 条第 1 項

正 第 9 条ないし第 13 条 a

誤 第 9 条ないし第 13 条

3 卷 9 号 22 頁 第 7 条第 1 項

正 既存の権利の期間を

誤 既存の権利の機関を

3 卷 9 号 37 頁 6 行目、最下行

正 不服審査機関

誤 不服申立機関

3 卷 9 号 38 頁 7 行目

正 不服審査機関

誤 不服申立組織

3 卷 9 号 38 頁 10 行目

正 不服審査手続

誤 不服申立審理手続

3 卷 9 号 43 頁 第 8 条 a の標題

正 電波帯域政策の戦略的な計画策定及び調整

誤 周波数政策の戦略的な計画策定及び調整

3 卷 9 号 43 頁 第 8 条 a の第 3 項

正 電波帯域政策グループ (RSPG) ¹

誤 電波帯域政策グループ (RSPG)

3 卷 9 号 43 頁 第 8 条 a の第 3 項に次の脚注を入れる。

1 OJ L 198, 27.7.2002, p.49.

3 卷 9 号 43 頁 第 8 条 a の第 3 項

正 多年度電波帯域政策計画

誤 多年電波帯域政策計画

3 卷 9 号 49～50 頁 第 14 条第 3 項

正 措置

誤 解決策

3 卷 9 号 276 頁 脚注 21

正 「指令の評価に関する添付のスタッフ作業文書」

誤 「指令の評価に関する添付洲タップ作業文書」

3 卷 9 号 277 頁「5.3 一貫性」の最初の段落 1 行目

正 「指令には法的真空地帯が存在せず、かつ、」

誤 「指令には法的真空地帯が存在せず。かつ、」

3 卷 9 号 277 頁「5.3 一貫性」の最初の段落 2 行目

正 「稼働を確保し」

誤 「稼働を覚悟し」

3 卷 10 号 111 頁下から 11 行目

正 「当該符号列 (データ)」

誤 「当該府行列 (データ)」